

徳島県告示第378号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者に係る同法第21条の5の3第1項の指定を次のとおり取り消した。

令和8年7月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	取消年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社青い鳥さぼーと企画	小松島市田浦町近里 83番地1 ケントパレス徳島南703号	児童さぼーと青い鳥	阿南市津乃峰町戎山119 番地15	放課後等デイサービス	令和8年3月30日
株式会社尽結会	徳島市勝占町敷地72 番地の23	児童デイサービスセン ター F o r Y o u ー徳島南ー	徳島市勝占町敷地72番地 の23	児童発達支援 放課後等デイサービス	同 6月30日